

第13回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和5年6月29日(木)
- 2 開催時間 午前10時30分開会 午前11時05分閉会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター
- 4 出席委員 24名
 - 1番 工藤 美佐
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 濱野 敏夫
 - 4番 児玉 康英
 - 5番 松金 栄治
 - 6番 梶川 毅
 - 7番 河瀬 勉
 - 8番 荒川 満雄
 - 9番 大塚 敏幸
 - 10番 山口 善則
 - 11番 室崎 公一
 - 12番 山崎 博之
 - 13番 落合 憲和
 - 14番 窪田 さと子
 - 15番 辻 浩志
 - 16番 尾関 健一
 - 17番 増地 孝昇
 - 18番 岸塚 隆弘
 - 19番 廣瀬 貢弘
 - 20番 石崎 一彦
 - 21番 山本 裕慈
 - 22番 森 有宏
 - 23番 飯田 祐一
 - 24番 吉田 利彦
- 5 欠席委員 2名
 - 3番 深田 敬吾
 - 20番 鹿内 淳一
- 6 議事録署名委員
 - 1番 工藤 美佐
 - 2番 吉田 宏一
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
 - (4) 報告第4号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
 - (5) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (6) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (8) 議案第4号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (9) 議案第5号 農用地利用集積計画の案の決定について
 - (10) 議案第6号 農用地買入協議要請の決定について
 - (11) 議案第7号 農業委員会が管理する公文書の開示に関する規程の廃止について
 - (12) 議案第8号 農地中間管理機構への買入協議事務処理要領の一部改正について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 事務局長 山名 克之 農地課長 境 憲行
 - 農地係長 佐々木 正人 農地係主任補 齊藤 千紘
 - 農地係主任補 本間 大慎

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第13回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は24名です。議席番号3番 深田委員、議席番号20番 鹿内委員 につきましましては、欠席の申出を受けております。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していること をご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、報告が4件、議案が8件です。
	(配付資料の確認)
	以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、1番 工藤委員、2番 吉田宏一委員を指名いたします ので、よろしくお願いいたします。
	報告案件に入る前に、事務局より本日の総会の進行について説明させます。
事務局(境課長)	(本日の総会進行に関し、報告・議案説明の簡略化について説明)
議長	それでは報告案件に入ります。報告第1号につきましましては、事前に資料を 送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	また、報告第4号につきましましては、関連する内容の議案第1号及び第6号にて 一括してご説明いたします。
	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」及び報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。
	5月分の調査結果について、落合調査委員長より報告をお願いします。
落合調査委員長	25日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明の附番9、10の 2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	続きまして、2 農地法第5条の転用に係る完了の確認についてですが、 附番2、3の2件について現地調査したところ、工事が完了していることを 確認いたしました。

続いて、3ページ、3. 農地法第5条の一時転用に係る完了の確認についてですが、附番2の1件について現地調査をしたところ、工事が完了し、農地として復元していることを確認いたしました。

最後に、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第1回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

清川町 1, 276ヘクタール、上清川町 999ヘクタール、
岩内町 659ヘクタール、合わせて 2, 934ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、5月分の報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、6月分の調査結果について、梶川調査委員長より報告をお願いします。

9日の調査ですが、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）について、第2回目の調査を実施いたしました。

帯広中央のうちの東地区 9ヘクタール、稲田町 105ヘクタール、合わせて114ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、6月分の報告を終わります。

ありがとうございました。

以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

(なし)

特に無いようですので、報告第2号及び第3号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。

(議案第1号、附番2の1件の合意解約について朗読・説明)

以上附番2の1件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。

議 長

梶川調査委員長

議 長

(委 員)

議 長

事務局(本間主任補)

議 長

(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
	次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(齊藤主任補)	農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第2号、附番3及び4の贈与による所有権移転2件について、調査票に基づき朗読、説明。)
	以上附番3及び4の2件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議 長	それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。
	次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。
	議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。 (議案第3号、「1. 農用地利用計画」附番1及び2の農業用施設用地への用途変更2件、「2. 農地転用計画」附番1及び2の農業用施設建設のための転用2件について調査書に基づき朗読・説明)
議 長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。
	「1. 農用地利用計画」附番1および「2. 農地転用計画」附番1について、濱野委員よりお願いいたします。
濱 野 委 員	それでは意見を申し上げます。附番1です。既設敷地内には余地がなく、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、農業振興地域整備計画の変更はやむを得ないものと考えます。以上です。
議 長	ありがとうございました。次に、「1. 農用地利用計画」附番2および「2. 農地転用計画」附番2について、兒玉委員よりお願いいたします。
兒 玉 委 員	それでは意見を申し上げます。附番2です。既設敷地内には余地がなく、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、農業振興地域整備計画の変更はやむを得ないものと考えます。以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

<p>(委 員) 議 長</p>	<p>(なし)</p> <p>ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。</p>
<p>事務局(佐々木係長)</p>	<p>次に、議案第4号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p> <p>農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第4号、附番3及び4の農業用施設の建設2件について、調査書に基づき朗読・説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。</p> <p>それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番3について、濱野委員よりお願いいたします。</p>
<p>濱 野 委 員</p>	<p>それでは意見を申し上げます。議案第3号 附番1で申し上げたとおり、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。次に附番4について、兒玉委員よりお願いいたします。</p>
<p>兒 玉 委 員</p>	<p>それでは意見を申し上げます。議案第3号 附番2で申し上げたとおり、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。それでは審議に入ります。</p> <p>ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
<p>(委 員)</p>	<p>(なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定しました。</p>
<p>事務局(本間主任補)</p>	<p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。</p> <p>(議案第5号、一般分(1)賃借権等の設定 附番20の1件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p>
<p>議 長</p>	<p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>それでは審議に入ります。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>

(委 員) 議 長	(なし) ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。
	次に、議案第6号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(本間主任補)	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。
	(議案第6号、附番1の1件について、調査書に基づき朗読・説明) 以上につきましては、北海道農業公社による買入が特に必要と認められることから、帯広市長に対し、同公社による買入協議を行うよう要請するものです。
議 長	それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農用地買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。
(委 員) 議 長	(なし) ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。
	次に、議案第7号「農業委員会が管理する公文書の開示に関する規程の廃止について」を議題といたします。
	議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)	帯広市情報公開条例の施行に関する規則が改正されることから、農業委員会が管理する公文書の開示に関する規程を廃止することについて、決定を求めます。
	(議案第7号、農業委員会が管理する公文書の開示に関する規程に関し、帯広市情報公開条例の施行に関する規則の改正により適用の対象となったことから、本件規程を廃止する旨説明。)
議 長	それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農業委員会が管理する公文書の開示に関する規程の廃止についてご異議ございませんか。
(委 員) 議 長	(なし) ご異議が無いようですので、本件は原案のとおり決定いたしました。
	次に、議案第8号「農地中間管理機構への買入協議事務処理要領の一部改正について」を議題といたします。
	議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)	農地中間管理機構への買入協議事務処理要領の一部を改正することについて、決定を求めます。
	(議案第8号、農地中間管理機構への買入協議事務処理要領について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行により、要領の一部を改正する旨説明。)
議 長	それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農地中間管理機構への買入協議事務処理要領の一部改正についてご異議ございませんか。

<p>(委 員) 議 長</p>	<p>(なし)</p> <p>ご異議が無いようですので、本件は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、議案の審議は全て終了いたしました。</p> <p>予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。</p>
<p>(委 員) 議 長 事務局(佐々木係長)</p>	<p>(なし)</p> <p>特に無いようですので、以上で終了いたします。</p> <p>次に、事務局より連絡事項を説明させます。</p> <p>(事務局から連絡事項の説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。</p>
<p>(委 員) 議 長 事 務 局 長</p>	<p>(なし)</p> <p>以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>ご起立願います。お疲れさまでした。</p>